公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第６１１７号
大阪市浪速区大国２丁目17番25号　ラ・ドルチェ５Ａ号
債務者　和田叔子こと　崔　　任淑
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久加　和孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５６５号
大阪市西区南堀江２丁目４番７―1002号、事業所所在地大阪市中央区南船場４丁目９―12―102
債務者　ルーリオこと　時枝　和生
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　暢彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２５３号
大阪府守口市寺方元町４丁目７番23―102号
債務者　新開　章三
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　里内　博文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２７４号
大阪府東大阪市上四条町12―４、住民票上の住所大阪府吹田市山田西３丁目36番10号
債務者　要　　澄男
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡﨑　宣利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３０２号
奈良県生駒市東松ケ丘13番23号
債務者　大西　大輔
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成末　奈穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７５号
埼玉県越谷市大字下間久里451番地３　デルフィーノ105号、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野２丁目１番14号
債務者　谷口　浩志
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小池　智康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月21日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３３号
三重県津市中河原533番地２、前住所三重県津市大園町15番45号
債務者　太田　充洋
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　英俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６８号
兵庫県川西市東久代１丁目11番29号106
債務者　下原　　涼
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月11日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第５０号
愛媛県松山市北井門２丁目９番６号
債務者　稲田　貴士
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石光　真理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６号
山形県天童市大字山口746番地の２
債務者　槌谷　和広
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青柳　紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２５７号
大阪市東淀川区淡路４丁目３番23号
債務者　横田　哲也
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥山　隆輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２６５号
大阪府枚方市中宮北町２―３―702、住民票上の住所大阪府枚方市楠葉美咲３丁目21番１―310号
債務者　藤村　武仁
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小関　伸吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６号
和歌山県田辺市明洋１丁目３番８号
債務者　津越　孝博
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中松　村夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第６４号
長崎県長崎市愛宕３丁目14番５―205号、旧住所長崎県長崎市銀屋町２番12号
債務者　髙田　雅文
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　雅英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月26日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５５８号
札幌市白石区本通16丁目南１番14号
債務者　千葉　賢吾
1　決定年月日時　平成25年４月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺麻里衣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９号
三重県桑名市大字蓮花寺518番地５
債務者　植木敬子こと　全　　敬順
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　忠宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係